

保護者各位

千歳市こども福祉部長 林 伸一

新型コロナウイルス感染症に係る利用者負担額（保育料）の減額の取扱いの変更について

日ごろは本市の保育行政の推進につきましてご協力を賜り、厚くお礼申しあげます。

市は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市の要請・同意により、保育所等が休園した場合又は市の登園自粛要請に依りて保育所等に登園しなかった場合について、利用者負担額（保育料）を日割り計算して減額していますが、北海道の対応方針などを踏まえた新たな登園基準に基づき、令和4年9月1日からの利用者負担額（保育料）の減額の取扱いを次のとおり変更いたします。

1 日割りの対象となる欠席について（令和4年9月1日から）

感染拡大防止のため、下記に該当する場合は、保育所等をお休みいただくようお願いいたします。お休みいただいた分の3号認定の利用者負担額（保育料）は日割り計算して減額いたします。

対象ケース	説明	欠席の対象	対象期間
臨時休園（学級閉鎖）	施設が臨時休園（学級閉鎖）した場合	当該施設（学級）に在籍する園児すべて	臨時休園（学級閉鎖）の期間
一斉の登園自粛要請	市が一斉の登園自粛を要請した場合	市内保育所等に在籍する園児すべて	登園自粛を要請する期間
園児の感染	園児本人が感染した場合	当該園児	療養期間（保健所が指定する期間）
園児の濃厚接触	園児本人が濃厚接触者に特定された場合	当該園児	待機（外出自粛）期間
園児のPCR検査等（風邪症状）	園児本人に風邪症状があり、PCR検査等を受診する場合	当該園児	PCR検査等の受診が決まった日から検査結果が出るまで

…PCR検査等とは、園児本人に風邪症状がある場合や保健所・医師の判断によって行われるものを指します。当該園児が濃厚接触者の場合は、結果が陰性であっても の期間をお休みください。

なお、従前の対象ケースのみに該当する方（園児本人ではなく、同居家族が濃厚接触者になった場合など）は、令和4年8月18日から登園の制限はしてありませんが、欠席した場合でも8月末までは日割りの対象とします。9月1日以降は、上記の対象ケースのみ日割りを行います。

2 申請について

在籍施設から対象となる欠席の報告を受けて計算を行うため、保護者様からの申請は不要です。対象ケース ～ に該当した場合は、速やかに在籍施設へご報告ください。

3 減額の決定について

欠席のあった月の翌々月末までに「保育料変更通知書」を送付します。

4 還付方法について

市立認定こども園及び私立認可保育所（認定こども園つばさ・認定こども園ひまわり・第2住吉保育園・北陽保育園・ちとせスマイル保育園）	
方法	原則として、千歳市へ届け出済みの銀行口座へ振り込みます。振り込み終了後に「過誤納金還付通知書」でお知らせいたします。口座の届け出がない場合は、「口座振込依頼書」の提出が必要となるため、該当の世帯へのみ別途お知らせいたします。
時期	減額決定月の翌月末まで
上記以外の施設	
方法・時期	在籍施設へお問合せください。

5 給食費の日割りによる減額の取扱いについて（1号・2号）

1号・2号認定の給食費の取扱いについては、在籍施設にお問合せください。

6 その他

1の対象ケースに関わらず、お子さまに発熱や風邪症状のある場合は、感染拡大防止のため施設の利用はできませんのでご了承ください。登園前、降園後の検温など、お子さまの体調管理に留意してください。

（お問合せ先）

千歳市こども福祉部こども政策課保育係

電話 0123-24-0340（直通）